

柳沢家と米倉家

―武州金沢二代藩主米倉鍋三郎里矩の家督相続をめぐる―

福留真紀

はじめに

本稿は、大和郡山藩主柳沢家と武州金沢藩主米倉家との関係を、金沢二代藩主米倉鍋三郎里矩の家督相続から明らかにするものである。

五代將軍徳川綱吉の側近柳沢吉保には十九名の子供がいた(図1)¹⁾。そのうち女性は、早世した五名、養女四名を含む十二名だが、その嫁ぎ先は、黒田直重²⁾、松平輝貞³⁾、内藤政森⁴⁾、大久保忠英⁵⁾で、いずれも將軍綱吉の側近や、老中の家柄であり、吉保の政治的ネットワークを広げる意味合いがあったものと思われる。なかでも、黒田直重と松平輝貞との縁組については、「永慶寺殿源公御実録」に「元禄年中、右京大夫(輝貞公)、豊前守(直重公)御相掣ニ被仰出候儀ハ、常憲院様御懇成難有御思召之由、御内々ルテ永慶寺様被仰候」と記されており、將軍綱吉(常憲院様)の厚情に吉保(永慶寺様)が感謝していたことが窺える。

一方、七名の男性は、養子は血縁親疎が重視されるため当然ではあるが、幕府内での人的ネットワークの拡大という観点から見ると、女性の場合とは少し様子が異なる。嫡男吉里は、酒井雅楽頭家の次女槌姫(のち頼姫と改名)⁶⁾を正室に迎えたが、四男経隆は越後国蒲原郡

黒川藩主、五男時睦は同国同郡三日市藩主と別家をたてた。七男の保経は、五男時睦の養子となり、二代三日市藩主となっている。その中で唯一、他家に養子に入ったのが六男忠仰である。忠仰は、宝永七年(一七二〇)七月十八日に、下野国皆川三代藩主米倉昌照の養子となった。

本稿では、この米倉家と柳沢家の関係性をひも解いてみたい。

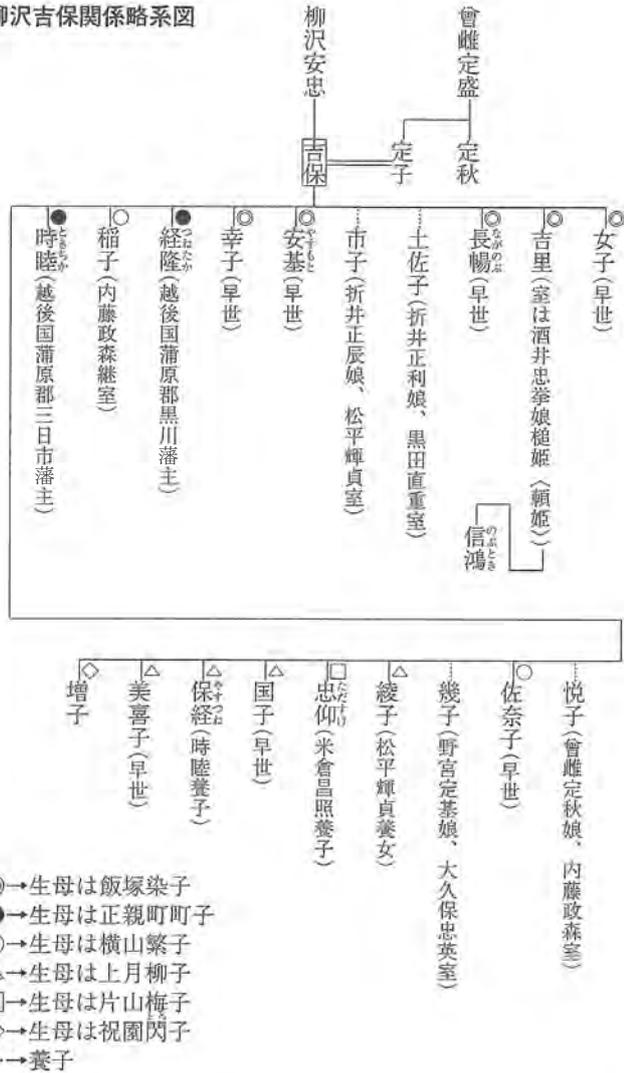
一、柳沢家と米倉家の関係

柳沢家と米倉家の縁は、吉保の六男忠仰が養子に入る以前からあった。

『寛政重修諸家譜』によると、米倉家の記述は、宗継から始まる。「代々武田家につかへ、甲斐国武川に住す」「甲斐国山梨郡小屋敷村の恵林寺に葬る」とあり⁷⁾、米倉家は、柳沢家と同じく武田家ゆかりの家柄である。宗継の三男信継より米倉を称し、信継の長男の永時(清継)の正室は、吉保祖父柳沢信俊の娘であった。

永時の孫で皆川初代藩主となる昌尹は、小姓組番士、書院番士、徒頭、目付、桐間番頭、側衆、若年寄を歴任している。側衆のころには四谷や中野の犬小屋普請、若年寄のころには増上寺の修理を担当する

柳沢吉保関係略系図



【図1】柳沢吉保関係略系図

に入ったのが、忠仰である。残念ながら、どのような経緯で養子に迎えられたかは、「福寿堂年録」¹¹にも記載が無く、よくわからない。宝永六年一月十日に五代將軍綱吉が死去しているため、この時期、將軍側近であった柳沢吉保は、政治生命を失っている。推測の域を出ないが、吉保からすると、同じ出自を持ちながら、幕府に代々仕え、表向の若年寄まで務めた米倉家に、実子を養子に入れることは、柳沢家の幕府内での生き残り策の一つとして考えていたのかもしれない。

忠仰は、昌照が大坂在番中の正徳二年（一七一一）五月二十三日、三十歳で亡くなるに及び、七歳で遺領を継ぐこととなる。享保七年（一七二二）七月二十七日に、陣屋を皆川から武蔵国金沢に移したことで、金沢初代藩主となる¹²。

ところが忠仰は、享保二十年に、病に倒れた。

二、米倉忠仰の死

享保二十年（一七三五）閏三月、米倉忠仰の病気が重くなったことから、嫡男鍋三郎（里矩）に家督相続させるため、米倉家は動き出す。

なおこの頃、柳沢家当主は吉保の嫡男吉里で、吉保時代の甲府から、大和郡山に領地を移されていた¹³。また、吉里はこの時点では、在国中である。これ以降、特に断らない限り、引用および分析した史料は、「福寿堂年録」である。

などし、五代將軍徳川綱吉政権期に活躍した。また「常憲院殿御実紀附録 卷上」のなかで、「これらみな寵眷を蒙り。次第に加恩ありて万石の列にのぼせられしものどもなり」とされる中に名を連ねている。当然、職務上で、將軍側近であった柳沢吉保と様々関わったことが推測される。

二代藩主昌明は、書院番士、小十人頭を務める。元禄九年（一六九六）三月二十九日に父昌尹が若年寄に就任するに及び、詰衆並となった。家督相続の後、菊間縁側詰となるが、その後三十歳で死去する¹⁰。続く三代昌照が二十八歳の時、宝永七年（一七一〇）七月十八日に養子

米倉家が家督相続の件で指示を仰いだのは、御先鉄砲頭の杉浦勝照（八郎五郎）である。いわゆる米倉家の御用頼みの旗本であった。

米倉家は、杉浦の指示のもと、閏三月二十一日、次の四通の書付を作成し、杉浦に、内々で確認してもらつつもりで渡した。

私儀、当正月下旬々持病之肝積差発、其上痰疾強、病氣段々指重、快気可仕躰無御座候、死去仕候ハ、在所ニ罷在候実子惣領鍋三郎江家督被 仰付被下置候様奉願候、外ニ男子無御座候、以上、

卯閏三月廿一日

米倉主計頭

別紙

米倉主計頭実子惣領

米倉鍋三郎

右鍋三郎儀、九年巳前未九月十一日於在所妾腹出生仕候處、其砌々殊の外虚弱生付、親類共江も不申間指置候故、去々年丑八月六日出生仕候段、御届申上候、実ハ右之通、九年以前出生ニ付、尚卯二九歳被成候、此段難申上御座候得共、達御聴置候様仕度旨、主計頭私共迄申聞候、以上、

閏三月廿一日

杉浦八郎五郎

別紙

米倉主計頭

卯二三拾四才

米倉主計頭実子惣領

米倉鍋三郎

卯二三才

別紙

米倉主計頭

卯二三拾四才

米倉主計頭実子惣領

米倉鍋三郎

卯二九才

つまり忠仰（主計頭）には、国元の金沢に居る実子で嫡男の鍋三郎以外は、男子がないことが、忠仰の名で記されている。そして、九年前の享保十二年（未）九月十一日に、国元の側室から誕生していたが、非常に虚弱な生れ付きだったため、親類にも披露しておらず、一昨年の同十八年（丑）八月六日に出生したと届けていたが、本当は同二十年（卯）で九歳であることが杉浦の名で報告されている。それに加えて、父子の年齢が書かれた二通りの別紙が添えられている¹⁴。ところが、ここで「殊之外御不首尾」の事態が起った。これらの書類が、月番老中の松平信祝へ直接渡されてしまったのである。そのため翌二十二日の夜、杉浦が忠仰の親類を同道して、二十三日に信祝のところに出向くように命じられたのである。ちなみに信祝の正室は酒井忠挙の養女であり、吉里の正室が忠挙の娘であることから、柳沢家とは姻戚関係にあった。

杉浦は、すみやかに使番の米倉昌倫¹⁵を同道し、忠仰は、親族でも

ある御先鉄砲頭の曾雌定勇¹⁶を代理に立てた。その場には、大目付の駒木根政方が立ち会った。虚弱な生まれ付きだった場合、出生届を出さず、丈夫に育つめどが立ってから「丈夫届」を提出するという方法があり、それを肅々と進めていけば問題がなかったはずである¹⁷。申渡しでは、届け出が、この時期に杉浦からなされたことは「不埒之儀」であり、「親類共茂不調法」であるが、忠仰は病気が重いとのこととで咎めない。ただし追って沙汰がある、とのこと。二十四日には、忠仰の実兄である柳沢吉里が単独で、三日市藩主柳沢保経・黒川藩主柳沢里済¹⁸が連名で、それぞれ月番老中の松平信祝に、この件に関して差し控えをすべきか伺いを立て、必要がないと回答を得ている。なおこの時期、吉里と保経は「松平」を称しているが、混乱を避けるため史料の引用部分以外では、いずれも「柳沢」と表記する。

四月四日に、保経・里済が、持弓頭の小野忠一を通じて、月番老中松平乗邑に、忠仰の病気が重いことを報告するが、四月八日に死去してしまう。なお柳沢家側は、吉里が国元にいるためか、保経・里済がこの件について対応していくことになる。

翌九日、老中の松平信祝邸へ曾雌定勇が呼び出され、鍋三郎を参府させるよう申渡しがある。十一日には、保経・里済が、曾雌の指示により、各々の留守居を使者として、月番老中松平乗邑に、鍋三郎が牛込にある米倉家の上屋敷に到着した際、面会したいとの窺書を提出した。なお、夜五半時に鍋三郎は到着し、その情報は、米倉家より曾雌を使者として、月番老中松平乗邑と老中松平信祝に伝えられた。翌十二日、松平乗邑邸に保経・里済の留守居役を呼び出し、先の窺書に付紙で、牛込への訪問は「勝手次第」と指示があった。

三、米倉鍋三郎の家督相続

(1) 鍋三郎の年齢詐称発覚

四月十三日、柳沢保経・里済は、米倉家の牛込上屋敷を訪れる。米倉昌倫も同席し、吉里の家臣の桃井好古・横地周方らも集まった。

保経・里済は、鍋三郎に対面後、米倉家家老の水村縫殿・伊藤喜又に「杉浦八郎五郎へ申立し趣と、歳の程相違する事の不審」を尋ねた。九歳には見えなかったのである。水村と伊藤は、その場を退き、事情を書付にしたものを提出する。その中には、次のように記されていた。

主計頭殿御病氣御指重ク、御快氣可被成躰無御座候付、御死去被成候ハ、御家督之儀、鍋三郎殿へ被仰付被下候様ニ仕度段、八郎五郎様へ被成御頼候、其節御年之儀、御家御相続之為と奉存、前後不相弁、実ハ生年三歳ニ御座候處、九年以前出生之趣ニ申上候、鍋三郎殿御年之儀者、主計頭殿御病氣御大切被成御座候節故、曾而御存無御座儀ニ御座候、全ク私共不調法至極、此上如何様之御科ニ被仰付候共、可申上様無御座候、

つまり、鍋三郎への家督相続を願い、杉浦を頼った際、その場の状況をうまく判断できないままに、実際は三歳であるのに、九年以前に誕生したと伝えたという。年齢詐称については、忠仰の体調を気遣い伝えなかったのが、忠仰は知らず、すべて家老の不始末であり、どのような処分も受けるということ。

三歳を九歳と偽っても、対面してしまえば一目瞭然である。十五日

に、米倉家より曾雌を通して月番老中松平乗邑に、この件を書状で届け出るが、松平信祝に提出するよう差図があった。信祝は他の老中へも見せるとし、受け取った。

二十三日には、柳沢吉里が自身の立場について老中に判断を仰ぐが、「身扣」の必要なしとの返答を得る¹⁹。

(2) 幕府の取り調べ

四月二十九日、大目付三宅康敬、目付大岡忠征が米倉邸を訪れ、取り調べが始まる。桃井好古・高瀧小藤左衛門をはじめとする柳沢吉里の家臣や、柳沢保経・里済および両家の家老、使番米倉昌倫、御先鉄砲頭曾雌定勇、柳沢時附、山高信礼といった親類も屋敷に詰めていた。まず、三宅・大岡が保経・里済に、①杉浦勝照に提出した書付について意見も無く、見てもいなかったのか、②鍋三郎は、実子で間違いないのか、③年齢は三歳なのか、について、回答を書付にして提出するようにとの指示がある。

保経・里済の答申は以下の通りであった。

米倉主計頭病氣指重候節、家督願書并歳付之書付杉浦八郎五郎名ニ而指出候書付等、私共兩人江主計頭并家老共も不申聞、一覽も不仕候、先月廿三日於伊豆守殿御宅、米倉六郎右衛門へ被仰渡御座候以後、杉浦八郎五郎指上候書付、初而一覽仕驚入奉存候、依之鍋三郎九歳と申儀、年相違ニ而家老共江相尋候所、偏ニ家督相続之為被存、前後も不相弁、三歳之儀を九歳江申上度旨、八郎五郎江相頼申候由不調法至極、今更申訳無御座候段申聞候間、書付

被置申候、尤鍋三郎出府仕早速逢申候所、三歳ニ紛無御座候、鍋三郎実子ニ紛無之哉、稔と吟味仕候所、実子ニ紛無御座候、

つまり、杉浦より家督願書と年齢の書付を提出した際に、保経・里済は、米倉忠仰や家老から、その件について聞いていても、書付を見てもいない。先月二十三日に老中松平信祝邸（伊豆守殿御宅）で、米倉昌倫へ仰せ渡しがあった後に、書付を初めて見て驚いたという。九歳には見えないので、家老に尋ねたところ、家督相続のためよく考えないまま、三歳を九歳としたいと、杉浦を頼ったそうので、不調法至極で、今更言い訳もできない、との内容の書付を受け取っていること。出府してすぐに鍋三郎本人に会い、間違ひなく三歳であること、実子であることは、よく調べた上明白だ、という。

三宅・大岡は米倉昌倫にも口頭で質問をし²⁰、その後、鍋三郎に直接対面した。

続いて、米倉家家老の水村縫殿・伊藤喜又が召し出され、実際は何歳で実子に間違ひないか、杉浦の名で提出した書付は、親類へ見せなかったのかについて、回答を書付にして提出するよう求められた。

書付では、九歳と偽った事情について、次のように記されている。

①「家相続之為、又者家中安心之為」であり、後先を考えず、少しでも年齢を増したいと考えた。

②親類、奥方、家中へも少しも相談せず、二人だけで杉浦へ実は九歳だと申し上げた。

③忠仰は病気が重く、考えられる状態ではなかったため、年齢を増し

たいと考えているかどうかは、聞いておらず、二人が勝手に取り計らった。

加えて、鍋三郎が実子に間違いないことは、家中一同理解しており、特に水村は国元で家老を務めていたため、三年前に生まれたことをわかつているという。そして、忠仰、親類へも一切相談せず、二人で九歳と偽った、申し開きのできないことであると強調している。

書付を提出する際、あらためて三宅・大岡に、杉浦の関与について、具体的な説明を求められた。水村・伊藤は、杉浦の指図ではないと申し上げるが、「其節之儀、有躰之儀申上候様ニ」と、再度尋ねられた上、曾雌に対しても「有躰ニ申候様ニ」とのこと、曾雌も杉浦の指図ではなく、家老二名の要望であったと回答している。杉浦の年齢詐称への関与の有無について、幕府側が注視していることが窺える。

確認を済ませた大目付の三宅康敬は、「家相続之為、家中致安堵候為、旁年余慶ニ申達度志、主人之為を存候餘り之事ニ候得者、他之私曲と者違候義ニ有之」と理解を示したため、水村と伊藤は、「難有思召」と御礼を述べて退出した。

その後さらに、米倉家の用人たちにも、実子に間違いないか、家中の者も知っているかどうか、書付で回答を求めている。

これで、一連の幕府の調査は終了した。これらを受けて、保経・里済は、曾雌を通して、水村・伊藤は「不調法至極」ということで、厳しく申し付けて置くべきか、聞き合わせたところ、それには及ばず、そのまましておくようにとのことだった。

三宅は帰る際にも、曾雌に二人の家老の差控えについては、その必

要はなく、そのことについて申し合わせるように述べている。

(3) 吉里家臣の抱いた疑問

米倉邸でこの取り調べを見ていた吉里の家臣桃井好古は、疑問を抱いた。桃井は、すべての発端ともいえる閏三月二十一日付の四通の書状をめぐる一件の際、水村より報告を受けていた。桃井が知る事情は、以下のようなものだった。

前々八郎五郎殿書付を以指出候節、鍋三郎様御年之儀、強而頼候訳ニ茂無之、入組候義ニ茂思召候ハ、必三歳之積ニ被仰上可被下旨申達候處、八郎五郎殿御申候者、八九歳十一二歳ニ茂被仰取ニ而相濟候義、自分ニ任候様ニと被申候旨、書付を以申聞候、

これによると、米倉家側は、事が複雑になる事を恐れ、三歳のままで届けたいと考えていたようで、杉浦勝照（八郎五郎）の方が年を増して届けることを勧めたことになる。そこで、桃井は、水村・伊藤の両家老に対して、「今日之御答、如何様之存念ニ而八郎五郎殿御取持之儀ニ無之旨、申上候哉」と問うた。

それに対し、水村・伊藤は、次のように答えている。

此度之不埒、私共両人之不調法ニ相極候得者、元来主計頭様御存知不被成候趣申上候上者、主計頭様御明り茂相立可申哉ニ奉存、其上此間大岡右近様を以八郎五郎様江、其節之趣御尋御座候所、主計頭江者達不申候、家老水村縫殿・伊藤喜又頼申候ニ付、自分

書付ニ致シ指出候旨、被仰候由、米倉六郎右衛門内談を承被申聞候、左候得共、主計頭様、弥御存知不被成趣茂相立可申哉と奉存候、此節ニ至、八郎五郎様御挨拶之趣、有躰ニ申上候ハ、八郎五郎様江御詮議茂相掛可申候、左候へ者八郎五郎様御為ニ茂悪敷可罷成候、八郎五郎様御様子不宜候ハ、主計頭様御為ニ茂相障可申候、其上私共此節自分之誤を飾申候様ニ茂罷成候而者、心外之至ニ奉存候、兩人罪ニ落申候上者、主計頭様御明り茂立可申と奉存候ニ而、右之趣ニ申上候、

つまり、水村・伊藤が最も大切に考えたのが、亡き主君米倉忠仰の立場であった。この件について忠仰が一切知らなかったことを証明すること。そして、事前に目付の大岡忠征によって行われた杉浦の調査の際の、杉浦の回答と整合性を持たせたこと。ただ杉浦はその際、忠仰の意思ではなく、両家老に頼まれたからとして、自ら年齢詐称を主導したことは述べていない。両家老はその点について、これで忠仰の関与が否定できること。杉浦の関与をありのまま申し上げれば、杉浦が取り調べられること。それは杉浦のためならず、ひいては忠仰にも悪い影響を与えるとす。そして、自分たちの過ちの言い訳をするようになるのは心外だ、とも述べている。自分たちが罪を得れば、忠仰の身の証をたてられるのだ、とも。

おそらく桃井が知っていた事情の方が事実だろう。しかし、二人の家老は、鍋三郎への家督相続を確実なものとするため、責任のすべてを自分たちだけで被ったのである。

(4) 幕府の判断

五月十八日、この一件に幕府の判断が下された。「柳営日記」²¹から見ていきたい。

老中松平信祝邸に呼び出されたのが、柳沢保経・里済である。大目付有馬純珍の立ち合いのもと、信祝より以下のように申し渡されている（～内は割注、「」内は挿入部分）。

米倉鍋三郎（主計頭実子）亡父主計頭病氣差重候刻、其方江家督被 仰付被下候様ニ書付差出候節、其方年九歳之旨、出生候砌病身故親類共江も不申聞、去々年八月出生之由相届候、実者九才之旨杉浦八郎五郎を以書付差出候段、不埒候得共、主計頭病氣差重候故、先御沙汰不及、追而被仰出品可有之由申渡候、然ル処、主計頭死後其方出府之上、柳沢式部少輔・松平弾正少弼より三才ニ相見「候由相届候、依之被遂御吟味処、」三才ニ無相違、主計頭実子ニ無紛之由、右不埒之段ハ主計頭「病氣差重ク前後之弁も無之、家老共取計ニ而主計頭所存より出候儀ニ」無之旨被聞召届候ニ付、家督無相違被下之、

鍋三郎の家督相続が許されたのである。保経・里済より三歳に見えたとの報告があったことから調査をしたこと。年齢詐称の件は、米倉忠仰自身の考えから出たものではないことが認められたのである。米倉家の悲願は達成されたのだ。

そして、若年寄西尾忠尚邸で目付河野通喬、使番伊丹勝房の立会いのもと処分が言い渡されたのが、杉浦勝照と米倉昌倫である。杉浦は

「家来共申旨二まかせ、相違之書付取次差出候段、不埒候」とされた。二人の家老の言うままに誤った内容の書状を取り次いだことが、咎められたのである。杉浦は御先手御鉄砲頭の任を解かれ、小普請入を仰せ付けられた。

一方の米倉昌倫は、二人の家老が杉浦を通して幕府に提出した書付の内容は知らなかったものの「鍋三郎出府之砌、罷越見届度段茂不聞申、三歳と相見へ候段も不申出、同姓之儀と申、別而万端世話可仕事ニ候処、籠略成仕形不埒候」とされた。鍋三郎が江戸に到着した時対面し、三歳であることを幕府に報告すべきは、米倉昌倫だったというわけだ。一族であるにも関わらず対応が杜撰だとされ、逼塞を命じられている。

そして、米倉家の家老水村縫殿と伊藤喜又は町奉行の大岡忠相、目付の大岡忠征の立ち会いのもと、大目付の三宅康敬から評定所で処分が言い渡された。

一、評定所二而三宅周防守申渡之

米倉鍋三郎家来

水村縫殿

同

伊東喜亦²²

鍋三郎事、三年以前出生無紛之処、主計頭并親類共傍輩共江茂不相談、九才之由兩人取計、杉浦八郎五郎江相頼候段、不憚 公儀不届事ニ候、併被加御宥免松平甲斐守江御預可被成候、

二人の家老の独断で、九歳と偽ったことが「不憚公儀」所業として、問題とされたのである。しかし「被加御宥免」とのこと。無事に家督相続が認められたいがための家老の勇み足、という解釈をし、その心情を汲んだことだろう。よって柳沢吉里に御預けとなったのである。すべて幕府の調査の際の両家老の説明が、幕府にそのまま受け入れられた結果であった。

柳沢家では、早速御預人を引き受ける準備を始め、十九日には、老中松平信祝へ、預人の移動中から国元到着後までの具体的な対処について箇条書きで問い合わせる書状を送り、二十一日に付紙で回答を得ている。二十六日に、預人は江戸を出立し、六月十日に大和郡山に到着した。

なお、杉浦勝照・米倉昌倫は、同年八月十四日にゆるされた一方、水村・伊東両家老が赦免となるのは、寛保二年（一七四二）四月十二日まで待たなければならなかった²³。これは、同元年八月七日に、のちに九代將軍となる家重が、右近衛権大将を兼ね右馬寮御監に任じられたことによる赦免であった。同年五月十日、水村・伊藤は、大和郡山より江戸に到着し、親族へ引き渡された。事件から八年以上の月日が流れていた。

四、鍋三郎の死と水村縫殿

このような騒動を乗り越え家督相続した米倉鍋三郎里矩だったが、寛延二年（一七四九）三月六日、十七歳で死去してしまふ。柳沢家当主柳沢信鴻（吉里嫡男）の「松平美濃守日誌」²⁴から、鍋三郎の死亡直前の様子を見てみたい。

二月二十九日

「夜五半時、米倉右近來、鍋三郎差重、兄弟之内養子貫度由、夜中執事出」

三月一日

「小藤ヲ縫殿助へ遣シ、相談ニテ光能ヲ米倉へ遣へキ筈ニ定ム」

三月三日「米倉判元」

三月四日「米倉願書、堀田²⁵へ留ル」

三月五日「今日判元改、米倉民部相統ニ成」

三月六日「米倉卒」

二月二十九日に、米倉昌長（昌倫嫡男・右近）から鍋三郎の養子を兄弟から欲しいとの依頼があった。その後、三月一日に、柳沢家家臣の高瀧小藤左衛門（小藤）より光能を遣わすことが決まったという。これについて、柳沢家の家臣同士の三月四日付の書状に以下のような一節がある²⁶。

此度俄ニ龜八郎様御養子ニ被進候儀、御用状ニ申越候通ニ御座候、
扱々、私始何茂甚辛勞仕候段、御深察可被下候、委細者御用状ニ
申越候御願御取上ケ之上者、間もなく牛込江龜八郎様御引越ニ付
随分御手輕ク申合候ハ、然とも御外聞江相懸り候之儀、御時節
柄と申、以之外心遣仕候、

この龜八郎が光能のことであり、吉里の六男、信鴻の弟である²⁷。
詳細は不明だが、この養子の話が、非常に急であったことや、すみや

かに牛込の米倉家の上屋敷への引越しが計画されていることなどがわかる。また、この書状の追而書には、「昼夜辛勞仕候」、「殊之外取込候」という文言も見え、かなり混乱した状況がうかがえる。結局養子に迎えられたのは、「米倉民部」つまり米倉昌倫の次男昌晴であった。柳沢家からの養子を得たいという意向を伝えてきた使者は、昌晴の兄昌長であったにもかかわらず、である。わずか数日の間に何があったのかは、わからない。鍋三郎の後継者に、柳沢吉里六男龜八郎が候補に挙がり、そして消えたのである²⁸。

ここで注目したいのは、龜八郎の養子話を受けたのは、「縫殿助」つまり水村縫殿だったことである。鍋三郎家督相統時の立役者は、藩政の中心に復帰していたのである。

結びにかえて

鍋三郎をめぐるこの一連の出来事は、どのように理解すべきだろうか。

まず、米倉家が三歳から九歳へ年を増して幕府へ届けようとした背景には、大名家の当主が十七歳未満で亡くなった場合には、相続が認められない可能性があったことがある。

当主が十七歳未満で亡くなった前例からは、どのようなことがいえるだろうか。大森映子氏²⁹によると末期養子が許可された慶安四年（一六五二）以降から幕末まで、十七歳未満で当主が亡くなった事例は、二十九例ある。十八世紀になると「相違無」相続が認められている場合もあるが、特殊な家に限られており、十八世紀後半以降になると死亡事例そのものが減少し、四件のみとなったという。大森氏の整理か

ら、鍋三郎の一件の時期に当たる吉宗政権期の事例だけを示すと【表1】のようになる³⁰。

つまり、全二十九例の内、十一例が吉宗政権期なのである。この事例の多さから、吉宗政権にとつては、大きな問題として受け止められていた可能性が推測できる。そのうち「相違無」相続が認められたのは、紀州藩附家老の安藤家の二例のみである。また、享保八年（一七二二）に大和郡山藩本多家が断絶した後にその地に入ったのが柳沢吉里である。これらの状況は、米倉家の相続についての懸念を加速する原因となっていたとも考えらえる。

ただし、松尾美恵子氏は、吉宗政権期より大名家の相続について幕府が寛容になった点を指摘している³¹。具体的には、上山藩藤井松平家で、享保十三年十月十三日に十三歳で当主の長恒が死亡したので、一時家臣稲村季規の子を身代わりにし、十七歳となった同十七年に、同族の大名家から養子を取り、相続させたのだという。

延享元年（一七四四）にも、もう一例ある。十二月、越後国高田藩主榊原小平太が十歳で死去したが、一歳下の弟富次郎が死去したこととして、兄弟を入れ替えたのである。家老の原田種共によると、家老・中老が親族の織田信倉、榊原長規、榊原久明に相談の上、西丸老中で縁戚でもある酒井忠恭と奏者番兼寺社奉行の青山忠朝の内意を得て、取り計らったというのだ。その理由として、吉宗（大御所様）が御仁徳寛大で、旧功の家が断然するのは非常に不本意だと思われ、年齢や人を替えることも相続の道に支障がなければ問題がないと考えていると伝え聞いたからだとしている³²。松尾氏は、酒井や青山が吉宗の意を汲んで身代わり相続を示唆した可能性を指摘し、上山藩の事例と合

【表1】 大名家当主十七歳未満死亡の場合の扱い（吉宗政権期）

年	当主	年	所領	万石	所領の扱い	
享保1 (1716)	小笠原長邑	6	豊前中津	4	減転封	→弟長興 (1万石)
享保3	毛利元矩	15	長門府中	4.78	断絶	
享保4	浅野長経	13	備後三次	5	断絶	
享保5	浅野長寔	13	安芸国内	5	断絶	
享保7	本多忠村	10	大和郡山	11	減封	→弟忠烈 (5万石)
享保8	本多忠烈	14	大和郡山	5	断絶	
享保9	安藤陳定	8	紀伊田辺	3.8	無相違	安藤雄能相続
享保11	京極高寛	10	但馬豊岡	3.3	減封	→弟高永 (1.5万石)
享保11	松平浅五郎	14	美作津山	10	減封	→松平長熙 (5万石)
享保14	松平義真	16	陸奥梁川	3	断絶	
享保15	安藤雄能	16	紀伊田辺	3.8	無相違	安藤次由相続

※大森映子『お家相続 大名家の苦闘』表1の吉宗政権期の部分を抜粋した。

わせて、吉宗自身も兄たちの死により紀州藩主となったことや、幼い家継が死去したことから将軍家を相続した経緯をからも、やむを得ない対処方法と考えていたのではないか、と述べている³³。

まさに、鍋三郎の事例は十八世紀半ばの吉宗政権期であり、過渡期ということになる。
米倉家の鍋三郎の相続における対応は、昌明・昌照³⁴・忠仰と三代続いて当主が三十代の若さで亡くなったことや、忠仰が家督相続をした時に七歳であったことも影響していたかもしれない。十七

歳に、少しでも早く到達する年齢にしておきたい、と考えたのだろう。ただし、三歳を九歳という詐称は、対面してしまえば明らかで、あまりにも無理がある。実子にこだわらず、一時的にでも少し年長の者を養子に入れておけば、問題にならなかったはずで、杉浦勝照

が指示した方法は悪手と言わざるを得ない。すでに吉宗政権期であり、柳沢家の血筋に、それほどの影響力があったとは考えにくい。「はじめに」で言及したように、もし忠仰の実子、つまりは柳沢吉保の系譜にこだわったのであれば、それは米倉家ではなく、柳沢家の幕府内の生き残り策の一つという柳沢家側の都合ということになりそうであるが、詳しい事情は不明である。

そのような状況の中、米倉家は、二人の家老がすべての責任を負うことで、御家相続にこぎつけたのである。彼らは功勞者であり、水村家も伊藤家も幕末まで続いたという。

本稿では、大和郡山藩主柳沢家と武州金沢藩主米倉家との関係を、金沢二代藩主米倉鍋三郎里矩の家督相続から検討した。ただし、米倉家側の史料を管見の限り見出すことはできなかったため、柳沢家と幕府の史料のみの検討となり、史料上の制約から分析には限界があった。両家は武田家支流として、共通する出自であったが、柳沢吉保の次女土佐子、三女市子の実家である折井家や、幕府の取り調べの際米倉家に詰めていた山高信礼の山高家など、柳沢家と親族となった武田家支流の家はほかにもある。五代將軍徳川綱吉政権期で、初めて幕府政治の中核に入ることの出来た新興大名の柳沢家にとって、最もよすがとしたのが、武田家支流という血筋であった³⁵。今後は、武田家支流の中での柳沢家という観点から、柳沢家の人的ネットワークについて考察を深めていくことを課題とした。

1 拙書『將軍側近 柳沢吉保―いかにして悪名は作られたか』新潮社、二〇一一年。六頁より引用。

2 小姓。外祖父が館林藩家老黒田用綱。神田館時代より綱吉に近侍。

「永慶寺殿源公御実録」(大和郡山市教育委員会所蔵豊田家史料)によると、將軍綱吉が、元禄年中に黒田邸に二度御成し、その際には、柳沢家家老の藪田重守のみが詰めていたという。ごく私的な御成といえ、將軍との親密な関係が伺える。

3 元禄七年(一六九四)八月二十七日から宝永六年(一七〇九)一月十七日まで「側用人」を務めた。

4 小姓。東武野史訊洋子『三王外記』(東京大学史料編纂所所蔵写本、請求番号四一四〇・五一―)に、柳沢吉保邸に集められた綱吉好みの若者の中に、内藤がいたという記述がされている。綱吉と親密な関係をうかがわせる逸話があったようだ。

5 祖父忠朝、父忠増ともに老中まで務めている。

6 新興大名柳沢家にとって、名門譜代大名酒井雅楽頭家との縁組は、家の箔を付ける意味合いがあったと考えられる。詳しくは、拙書『名門譜代大名・酒井忠挙の奮闘』文藝春秋、二〇二〇年を参照されたい。なお、柳沢吉保(永慶寺様)と酒井忠挙(勘解由様の娘頼姫(御前様)については、「永慶寺殿源公御実録」に、次のような逸話が記されている。「永慶寺様、屋形様之御前様江御意被成候ハ、子と申ものハ類も有之、又、出来申ものルて候、親と申ものハ、又と申事無之ものニ候間、随分く勘解由様へ御孝行御尽し可被成候、唐、日本尔ても孝心を第一尔いたす事、天の冥理尔叶ひ申由、度々御意被遊候由、御前様、難有思召、阿波江御咄被成候」。吉保は度々親孝行について説き、頼姫に実父酒井忠挙を大切にしよう伝えたことに、頼姫は感激していたようだ。

両者の良い関係性が伺える。

- 7 『寛政重修諸家譜』第三二二八五。
- 8 『寛政重修諸家譜』第三二二八八。
- 9 黒板勝美編『徳川実紀』第六篇、吉川弘文館、一九九九年。
- 10 『寛政重修諸家譜』第三二二八八～二八九。
- 11 公益財団法人 郡山城史跡・柳沢文庫保存会所蔵。なおこの後、同所蔵の史料は、「柳沢文庫所蔵」と略す。
- 12 『寛政重修諸家譜』第三二二八九。
- 13 享保九年（一七二四）三月十一日移封（『寛政重修諸家譜』第三二二五七）。
- 14 『寛政重修諸家譜』第三二二八九では忠仰の亡くなった時の年齢は、三十歳と記されている。
- 15 下野皆川藩初代藩主米倉昌尹の二男昌仲の養子。
- 16 『寛政重修諸家譜』第四二二二二。吉保正室の従兄弟。
- 17 例えば、同じ吉宗政権期の寛保元年（一七四一）九月四日、柳沢吉里が妾腹の亀八郎について、出生の際虚弱だったため届け出なかったが、最近丈夫になったとし、六歳になったことを老中松平信祝に書き送り、承知との返事を受けている（『福寿堂年録』）。
- 18 柳沢保経は享保九年七月二十六日、柳沢里済は享保十年十月二十二日に御家相続している。なお、里済の実父は柳沢家家臣柳沢保教で、里済は経隆の末期養子となった（『寛政重修諸家譜』第三二二六〇、二六二）。
- 19 吉里は、四月二十六日に国元の大和郡山を出発し、五月三日に江戸に到着している。
- 20 「福寿堂年録」によると、書付による回答ではなかったため、詳しい内容は不明とのことである。
- 21 国立公文書館所蔵。
- 22 「柳営日記記」では、「伊藤喜又」ではなく「伊東喜亦」と表記されている。
- 23 元文三年（一七三八）四月八日に、大目付より御預人がいる場合は、その情報を一両日中に、目付の能勢頼一、大目付の三宅康敬に提出するよう廻状が回り、十日に三宅康敬邸へ吉里家臣上村方敬より書付を提出している。ただ、この時にはそれ以上の動きはなかった。寛保元年（一七四一）十二月一日に、町奉行の嶋正祥より留守居が呼び出され、家重の祝儀で赦免があるため、水村縫殿、伊藤喜亦について書付を提出するよう指示があり、翌二日、嶋に留守居より書付を提出している。
- 24 柳沢文庫所蔵。
- 25 老中堀田正亮。
- 26 柳沢五郎右衛門より平岡宇右衛門・豊原権左衛門宛書状「藪田家文書」（黒52）（柳沢文庫所蔵）
- 27 「柳沢系譜」（東京大学史料編纂所所蔵写本、請求記号四一七五一～二九九）によると、「信富」「初光能、横手亀八郎里熊、改柳澤大助信富、又弾正、元文三年戊午二月廿三日子中刻、於武江生実母小倉氏千代子、明和六年己丑年十一月九日御引越、伊奈備前守養子ト成ル、改半左衛門忠敬、安永戊戌年三月十二日卒、法名蒼雲院殿潤誉應山靈郷大居士」とある。
- 28 金沢藩三代となった昌晴の正室は、柳沢保経（吉保七男）の娘で

あり、四代昌賢の正室は、柳沢信鴻（吉里嫡男）の娘であることから、この件で、柳沢家との関係が悪化したようではない。

29 大森映子『お家相続 名家の苦闘』角川書店、二〇〇四年

30 前掲注29、19頁の「表1【大名家当主十七歳未満死亡の場合の扱い】（慶安四年以降）」の吉宗政権期の部分を抜粋した。

31 松尾美恵子「身代わり相続」（松尾美恵子・藤實久美子編『大名の江戸暮らし事典』第六章 当主と人生儀礼、第三節 致仕とその後、柵風舎、二〇二一年）。

32 『上越市史』通史篇四、近世二、二〇〇四年。

33 大森氏も、十七歳未満の死亡事例が無くなった時期と、幕府へ無届けで内々で死亡した当主の身代わりを立てるという「公辺内分」相続が確認される時期が一致していることから、幕府は内情を理解したうえで黙認していたと指摘している（前掲注29）。

34 『米倉家譜（武蔵六浦）』（東京大学史料編纂所蔵写本、請求番号四一七五―七八八）および『寛政重修諸家譜』第三―二八八―二八九では、米倉昌明は延宝元年（一六七三）、昌照は天和三年（一六八三）生まれと記されている。つまり、十一歳差の父子ということになる。米倉家については、鍋三郎の事件以前にも、相続に関して問題があったことが推測できるが、その事情については史料上の限界により、不明である。

35 前掲注1の拙書を参照されたい。

【付記】 本稿は、二〇二二年十月二日から十一月二十三日に、横浜市歴史博物館で開催された企画展「横浜の大名―米倉家の幕末・明

治 「日記」が伝える武州金沢藩、激動の四年」を観覧したことをきっかけとして、柳沢家との関係に焦点を当て、執筆したものである。二〇二二年七月二日の近世近代研究会及び、同年十月十六日の幕藩研究会で報告し、多くの示唆を得た。また、公益財団法人 郡山城史跡・柳沢文庫保存会では、史料閲覧にご配慮をいただいた。関係各位に感謝申し上げます。

〔東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授〕